

令和7年度湖西線沿線住民向けパンフレット制作業務委託 仕様書

1 業務目的

強風による運行取り止めをはじめとする湖西線に対する沿線住民のネガティブなイメージの緩和など、湖西線の利用を促進することを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 湖西線沿線住民向けパンフレットの制作

<企画内容>

- ・ 湖西線の概要や利用状況
- ・ 利用促進につながる各種情報の掲載（強風対策等）

<仕様 >

- ・ サイズ/項数 : A4 判 8 ページ（表紙・裏表紙含む。中綴じ）
- ・ 色 : カラー
- ・ 用紙 : コート紙 110 kg
- ・ 印刷部数 : 50,000 部（仮）
- ・ 納品場所 : 発注者が指定する場所へ納品すること。
※納品方法についても別途指定する。
- ・ 納品時期 : 発注者と協議すること。
※ 電子データ（PDF データおよび加工可能なデータ）も併せて納品すること。

(2) 湖西線沿線地域への戸配

- ・ 戸配する世帯数 : 約 17,300 世帯
- ・ 戸配する地域 : 長浜市西浅井区（約 1,300 世帯）
大津市西部地区（真野以北）（約 16,000 世帯）
(真野、真野北、小松、木戸、和邇、小野)
- ・ 戸配する世帯数、地域の詳細については、発注者と協議すること。
- ・ 戸配時期 : 発注者と協議すること。

(3) その他広報啓発

- ・ J R 車内広告、駅張りポスター等、通勤・通学など日常的に湖西線を利用している者への効果的な広報啓発

4 業務履行にあたっての留意事項

(1) パンフレットの内容

- ・ 湖西線の現状（利用状況等）、課題、利用することによるメリット、実施されている強風対策等を掲載し、訴求力の高い内容にすること。
- ・ 強風によるネガティブなイメージを緩和するため、特にAI予測、防風壁についてどのような内容にするべきかを発注者と協議、検討すること。

(2) 協議打合せ等

受注者は、本仕様書の内容を理解した上で実施計画を作成し、発注者と打合せを行うこと。

(3) 機密保護

受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお当該事項は、契約期間の終了または解除後も同様とする。

(4) 権利の帰属

ア 著作権

成果品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により発注者に移転する。

発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果品を利用するため必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

イ 著作者人格権

受注者は納入成果品に係る著作者人格権を行使しないこと。

ウ 所有権

成果品の所有権は、成果品の引渡しをもって発注者に移転する。

エ 第三者の権利侵害

納入成果品に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続を受注者の費用負担で行うこと。

納入成果品がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。

(5) その他

ア 瑕疵担保責任

成果品の引渡し後2年の間に、成果品に瑕疵がある場合、または発注者の企画意図に合致しないことが判明した場合には、発注者と協議の上、無償で補修を行うこと。

イ その他

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行い、これを定めるものとする。